

## 「ディスポーザー排水処理システム」設置に伴う補助制度について

生物処理タイプの「ディスポーザー排水処理システム」には設置費用の一部を補助する制度があります。設置場所により、担当課が異なります。

- (1) 都心地区（約436ha）で生物処理タイプの「ディスポーザー排水処理システム」を設置すると補助制度に該当する場合があります。  
※ 補助制度『まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業』の詳しい内容については、

富山市 活力都市創造部 居住政策課 企画係 まで  
電話番号 076-443-2112

- (2) 『まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業』対象地区以外で生物処理タイプの「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合は、

富山市 環境部 廃棄物対策課 減量推進係 まで  
電話番号 076-443-2281

### 公共下水道以外をご使用の皆さまへのお知らせ

#### 農村下水道をご利用の皆さまへ

ディスポーザーの設置につきましては公共下水道と同様に取り扱っています。詳しいお問い合わせは農村整備課（農村下水道係）までお問い合わせください。

電話番号 076-443-2085

#### 地域し尿処理施設（コミュニティプラント）をご利用の皆さまへ

ディスポーザー排水処理システムの設置につきましては、公共下水道と同様に取り扱うため、処理施設ごとの処理能力等の確認や、維持管理体制等についての検討をしております。詳しくは、環境保全課（環境保全係）までお問い合わせください。

電話番号 076-443-2086